

苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)の概要

基本目標

男女平等参画の意識改革

男女平等参画社会の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女平等参画意識の醸成を図るための啓発を進めます。

あらゆる教育の場で、男女平等と人権尊重を基本とした男女平等参画の視点を立った教育と学習の充実に努めます。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、被害者の多くは女性であり、女性の人権を著しく脅かす行為として根絶を目指します。

推進の方向

- ① 男女平等参画の啓発の推進
- ② 男女平等参画の視点に立った教育の推進
- ③ 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透

基本目標

健康で生き生きと暮らせる環境の整備

男女が生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことは、市民すべての願いです。男女が互いの身体的特徴を理解し、思いやりを持った健康づくりを進めます。特に女性は妊娠・出産など特有の機能により、生涯にわたる健康上の問題を抱えていることから、自ら健康管理ができるように支援します。また、高齢者や障がいのある男女が生きがいを持って社会参画ができ、安心して暮らせる環境を整備するように努め、高齢化社会に対応した男女平等参画を推進します。

推進の方向

- ① 生涯にわたる健康づくりの推進
- ② 高齢者などが安心して暮らすための環境の整備

計画の基本理念と基本目標

苫小牧市男女平等参画推進条例では、男女平等参画を推進するため、

1 男女の人権の尊重
社会における制度または慣行についての配慮

2 政策などの立案および決定への平等参画
家庭生活における活動と他の活動の両立

3 性と生殖に関する健康への配慮
国際社会における取り組みへの配慮

これらの基本理念を踏まえて、苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)では、3つの基本目標を設定し、その基本目標に沿って施策を進めます。

基本目標

あらゆる分野への男女平等参画の推進

男女平等参画社会は、男女が対等な構成員として個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担い成果を分かち合う社会です。このため、まちづくりについて男女双方の意見が反映されるように政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。また、男女が共に家庭や仕事、地域社会などの活動を両立できるように支援し、さまざまな分野での男女平等参画を推進します。

推進の方向

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ② 男女の家庭生活と他の活動との両立支援
- ③ 就労などにおける男女平等の確保
- ④ 地域社会への男女平等参画の促進

市では男女平等参画の推進を全市的な取り組みとして、この基本計画に基づいて実行していきます

苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)

についてお知らせします

詳細 女性政策課 ☎ 32-3544

私たちのまちがさらに活気あふれる未来へとつながるためには、社会のあらゆる分野で、男女の人権が尊重されるとともに、男女が対等な関係で力を出し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことのできる男女平等参画社会の実現が重要です。市では苫小牧市男女平等参画推進条例に基づく「苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)」をこのほど策定しました。その概要は次のとおりです。



計画策定の趣旨

男女平等参画の取り組みは、世界の流れと連動して進められてきました。国連が1975(昭和50)年を「国際婦人年」と定め、「世界行動計画」を採択したことに連なっており、日本でも「国内行動計画」が策定され、世界の女性とともに国内の女性の地位向上も大きく進展してきました。

1999(平成11)年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000(平成12)年にこの基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定されました。苫小牧市においても男女平等参画社会の実現に向けての施策を総合的に展開するため、2001(平成13)年に「苫小まい男女共同参画プラン21」を策定しました。

さらに、より一層の推進を図るため、苫小牧市としての基本理念や責務などを定めた条例「苫小牧市男女平等参画推進条例」を制定し、2007(平成19)年4月1日に施行しました。この条例に基づく基本計画に、これまで進めてきた「苫小まい男女共同参画プラン21」を位置づけていきましたが、当初の計画期間終了に伴い、この計画の実施状況を踏まえ、次期の計画として「苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)」を策定しました。

計画の性格

この計画は、苫小牧市男女平等参画推進条例第8条の規定に基づくものであり、男女平等参画に関する施策を総合かつ計画的に推進するための基本となるものです。また、「苫小まい男女共同参画プラン21」を見直した2次の計画になっています。苫小牧市総合計画の個別の計画として策定するもので、本市の各種計画との整合性を図り策定しています。

計画の期間

策定時から平成29年度までの10年間とします。なお、計画期間中において社会状況などの変化に応じ、見直しを検討します。

計画策定の経過

苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)の計画策定は平成19年2月から、下表の経過を経て策定しました。

計画策定の経過	
平成19年2月	市民意識調査実施
平成19年9月～20年7月	男女平等参画審議会開催(3回)
平成20年9月	パブリックコメント実施
平成20年10月	男女平等参画審議会開催(1回)
平成21年1月	基本計画策定

男女平等参画審議会委員の募集

男女平等参画のまちづくりを推進するため、審議会(10人で構成)委員を募集します

対象 18歳以上の方(市内で働き、学ぶ方を含む。ただし、高校生、市議会議員、常勤の市職員を除く)
募集人員 3人
任期 4月1日～平成23年3月31日までの2年間
会議の回数 年1～2回程度
報酬 8,100円(会議1回につき)
申し込み・詳細 男女平等参画審議会委員申し込みと明記し、住所、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号、応募の動機(400字程度)、市の審議会や委員会などの委員経験のある方はその名称と期間、男女平等参画推進に関わる活動経験のある方はその内容を記入(様式自由)して2月20日(金)必着まで直接、郵送または電子メールで 〒053-0021 若草町3丁目3番8号 女性政策課 ☎32-3544 ✉ josei@city.tomakomai.hokkaido.jp
 選考結果は全員に通知します。なお応募書類は返却しません

計画策定に関わった審議会委員の声



苫小牧市男女平等参画審議会会長
 おがさわら ひろし
 小笠原 弘さん

審議会の会長として、第2次の計画策定に関わったことは大変意義深いことでした。さまざまな分野から選出された委員の皆さんとともに学び、意見交換の中で、広範囲に及ぶ多くの課題を共有することができました。例えばDV被害者支援では、市と関係団体の密接な連携が重要であり、女性の人権が守られた社会の実現が急務と感じました。私たち市民も身近な家庭生活から、お互いに思いやりを持って男女平等参画を実践することが大切です。男女平等参画の形成は長い道のりであり、まだまだ道半ばと感じています。今後とも着々とこの計画が進められることを期待しています。